

免許返納・運転経歴証明書申請手続きについて

運転免許証返納：有効期間内の免許証を返納する手続きです。

運転経歴証明書：下記に該当し、交付を希望する方が申請できます。

- ◎ 運転免許を自主返納した方は、申請取消後、5年以内であること
- ◎ 運転免許を失効した方は、失効後、5年以内であること



運転免許返納高齢者割引タクシー制度
秋田県内の全タクシーでは、65歳以上の方が利用時に運転経歴証明書を提示すると1割引きになります。

←運転経歴証明書（運転はできません）

◎警察署での手続き → 交付までは3週間ほどかかります

受付 土日・祝日、年末年始を除く毎日
午前8時30分～午後4時

準備するもの

- ①期限内の免許証
- ②経歴証明書申請手数料1,100円
- ③写真1枚
(3×2.4cm、無背景・無帽・正面・上三分身・6カ月以内に撮影)



◎免許センターでの手続き → 即日交付(1時間程度で交付)

受付 土日・祝日、年末年始を除く毎日
午前8時30分～午前11時、午後1時～午後4時

準備するもの

- ①期限内の免許証
- ②経歴証明書申請手数料1,100円 (写真は必要ありません)

※ 秋田県以外の都道府県において申請取消(返納)又は失効し、その後に秋田県に転入された方の交付申請の場合は、即日交付はできません。

※ 経歴証明書の特典を受けられるのは、65歳以上の方です。

秋田東警察署 018-825-5110

運転免許の返納窓口が拡大されました

代理人による申請手続き

平成29年7月1日から開始

運転免許返納の手続きを代理人ができるようになりました。また、返納と同時に運転経歴証明書の申請をすることもできます。

事前に申込書の記入や写真の準備が必要ですので、詳しくは住所地を管轄する警察署の交通課または運転免許センター（018-824-3738）へお問い合わせください。



交番・駐在所における手続き

平成29年11月1日から開始

運転免許返納の手続きが、交番・駐在所でできるようになりました。交番・駐在所において、返納を希望する本人が手続きすることになりますので、代理人申請は受付できません。

事前に住所地を管轄する交番・駐在所へ、電話でお問い合わせください。



免許センターにおける日曜日の手続き

免許センターでは、事前の申し込みにより日曜日に手続きができます。返納と同時に運転経歴証明書の申請もできます。

受付時間は、
日曜日の午後2:00～3:00です。

※事前の申し込みが必要ですので、平日の執務時間内に運転免許センター（018-824-3738）までお問い合わせください。

訪問による免許返納手続き

病気や怪我などで、ご家族などの手助けがあっても外出できない方の場合、警察官等が自宅などを訪問して返納の手続きを行うことができます。

事前に、住所地を管轄する警察署の交通課にご相談ください。

